

名古屋市達第 9 号

健 康 福 祉 局
八事霊園・斎場管理事務所

名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第 6 号）
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） <u>所 長 補 佐（設備管理）</u> （略） 2 ～ 4 （略）	第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） （略） 2 ～ 4 （略）

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。